鳥取県協働連携会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域活性化に繋がる規制改革の取組及び民間事業者等(企業、NPO、大学等)が鳥取県(以下「県」という。)と協働して行う地域活性化や県の課題解決につながる取組の参考とするため、有識者等の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県協働連携会議(以下「協働連携会議」という。)の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

- 第2条 協働連携会議は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。
- (1) 規制の改革に関すること
- (2) 行政手続きの見直しに関すること
- (3) 民間事業者等と県による協働の取組に関すること
- (4) その他県の規制改革推進事業及び公民連携推進事業の取組に関すること

(構成員)

第3条 協働連携会議は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから 行財政改革推進課長が依頼した者(以下「委員」という。)により構成する。

(座長)

- 第4条 協働連携会議に、座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は会議の進行を務めるものとし、座長に事故のあるときは、あらかじめその指名 する委員が代理する。

(会議)

- 第5条 協働連携会議は、行財政改革推進課長が必要に応じて招集し、開催する。
- 2 行財政改革推進課長は、必要があると認めるときは、協働連携会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 協働連携会議の庶務は、行財政改革推進課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協働連携会議の運営等に関して必要な事項は、行 財政改革推進課長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年5月12日から施行する。 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。